

定期監査結果の概要（１月から３月まで実施）

1 監査対象部局

都市部、建設部

2 監査実施期間

令和７年１月３０日（木）から令和７年３月２７日（木）まで

3 監査の場所

監査事務局及び監査対象課等

4 監査対象事務

次に掲げる事務のうち、令和６年１月１日から同年６月３０日までに執行されたものを対象とした。

(1) 収入事務

(2) 支出事務

(3) 契約事務

(4) 財産管理事務

5 監査の着眼点

主な着眼点を次のとおり定め、調査を実施した。

(1) 収入事務

ア 徴収事務

(ア) 納入の通知は、適正に行われているか。

(イ) 納期限の設定は適切か。

(ウ) 納入通知書の発行が遅延しているものはないか。

(エ) 延納、分納及び徴収停止の措置は適正か。

(オ) 過誤納金の還付手続は適正に行われているか。

(2) 支出事務

ア 支出一般

(ア) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(イ) 支出負担行為は、法令等に違反していないか。

(ウ) 支出決定は、正当な権限者により行われているか。

(エ) 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

(オ) 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行わ

れているか。

イ 旅費の支出

- (ア) 旅費計算は、最も経済的な通常の経路により行われているか。
- (イ) 目的、期間、時期、人員等、必要性が明確でない、又は乏しい旅費の支出はないか。

ウ 補助金等の支出

- (ア) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (イ) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (ウ) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
- (エ) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (オ) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。
- (カ) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (キ) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

(3) 契約事務

ア 契約の方法及び手続

- (ア) 入札による場合、その方法及び手続は適正か。
- (イ) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (ウ) 随意契約による場合、原則として2名以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1名の者から見積書を徴するときは、その理由は適正か。

イ 契約の締結

- (ア) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- (イ) 収入印紙は、契約金額に応じて貼付され、かつ、消印されているか。
- (ウ) 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。

(4) 財産管理事務

ア 物品

- (ア) 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (イ) 物品の購入手続は適法か。また、物品の価格、規格は適切か。
- (ウ) 物品は、正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなど

は、正確に貼付されているか。

6 監査の実施内容

上記のとおり着眼点を定め、各事務の主管課等から提出された監査資料、関係諸帳簿、伝票及びその他の記録に基づき関係職員の説明を求めて、次のとおり調査を実施した。

(1) 事前調査

監査担当者により、概ね監査実施日の30日前に監査対象課から提出された監査資料等を基に、監査担当者により事前調査を実施し、その結果を監査委員に復命した。

(2) 事情聴取

監査委員により、財務事務監査のほか、経営に係る事業管理、一般行政事務における監査の視点からの抽出により、監査対象課から資料提供を受け、事情聴取を実施した。

7 監査の結果

監査の結果は、以下に掲げるとおりであった。なお、事務処理上注意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査実施の際に、関係職員に対して口頭で改善の指示を行うとともに、監査終了後に、予算主任に対してその内容を通知した。

(1) 収入事務

適正に行われていた。

(2) 支出事務

適正に行われていた。

(3) 契約事務

監査事務局長の指摘事項とする(5)を除き、適正に行われていた。

(4) 財産管理事務

適正に行われていた。

(5) 局長指摘

ア 同一の業者が交換作業を行った下記消耗品の請求書2枚を同一の日付で処理しているが、合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。また、作業日は異なるとの説明を受けたが、請求日がいずれも空欄であり、そのことを証明することはできない。

No.	請求日	請求書番号	品名	請求金額	支出負担行為起票日
1	空欄	-	転写ユニット	44,000円	令和6年3月28日
2	空欄	-	二次転写ユニット	22,000円	令和6年3月28日
			合計	66,000円	

見積合わせが不要となる金額による不自然な分割発注は、同一の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為である。係員に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

なお、複合機の消耗品の購入については、令和5年3月29日に実施した監査においても同様の局長指摘を受け、「購入する数量や金額に応じて、セットで購入する場合は、2者以上からの見積書を徴収し物品購入伺票で事務処理手続きを行います。」との措置状況の報告があったにもかかわらず、改善が見られないことから、より一層の再発防止の徹底を図るべきである。（建設部）

イ 近接した日付で同一品を同一業者から複数回に分けて購入しているが、合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

No.	請求日	請求書番号	品名	請求金額	支出負担行為起票日
1	令和6年4月19日	9	グレーチング蓋3枚	79,200円	令和6年4月19日
2	令和6年4月22日	10	グレーチング蓋3枚	79,200円	令和6年4月22日
3	令和6年4月24日	11	グレーチング蓋ほか	83,688円	令和6年4月24日
			合計	242,088円	

見積合わせが不要となる金額による不自然な分割発注は、同一の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為である。係員に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

（建設部）

ウ 二度に渡り近接した日付で同一品を同一業者から複数回に分けて購入しているが、いずれも合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

No.	請求日	請求書番号	品名	請求金額	支出負担行為起票日
1	令和6年4月1日	-	トナーカートリッジ マゼンタ・イエロー	29,700円	令和6年3月28日
2	令和6年4月4日	-	トナーカートリッジ ブラック・シアン	30,250円	令和6年3月29日
			合計	59,950円	

No.	請求日	請求書番号	品名	請求金額	支出負担行為起票日
1	令和6年4月22日	-	ドラムカートリッジ	30,800円	令和6年4月22日
2	令和6年4月25日	-	ドラムカートリッジ	30,800円	令和6年4月25日
			合計	61,600円	

見積合わせが不要となる金額による不自然な分割発注は、同一の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為である。係員に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

(建設部)

エ 二度に渡り近接した日付で同一品を同一業者から複数回に分けて購入しているが、いずれも合計すると2者による見積合わせが必要となる金額であった。

No.	請求日	請求書番号(下4桁)	品名	請求金額	支出負担行為起票日
1	令和5年12月20日	5445	トナーリサイクル3個	49,500円	令和5年12月20日
2	令和5年12月27日	5448	トナーリサイクル3個	49,500円	令和5年12月27日
			合計	99,000円	

No.	請求日	請求書番号(下4桁)	品名	請求金額	支出負担行為起票日
1	令和6年3月8日	5553	ドラムユニット2個	37,840円	令和6年3月8日
2	令和6年3月15日	5558	ドラムユニット2個	37,840円	令和6年3月15日
3	令和6年3月22日	5566	ドラムユニット2個	37,840円	令和6年3月22日
4	令和6年3月29日	5570	ドラムユニット2個	37,840円	令和6年3月29日
			合計	151,360円	

見積合わせが不要となる金額による不自然な分割発注は、同一の業者に請け負わせることを目的として、意図的に見積合わせを回避したと疑われる行為である。係員に対しては、契約事務におけるルールを再教育するとともに、管理・監督職によるチェックの徹底を図るべきである。

(建設部)